

平成28年11月17日

桑名市議会議員 各位

都市整備部長

養老鉄道養老線 新法人の概要及び養老線支援基金について

養老鉄道養老線につきましては、平成29年中を目途に、存続に向けた新たな事業形態へ移行させることとなっております。

この度、沿線市町で構成する養老鉄道活性化協議会において、近畿日本鉄道㈱に代わり第三種鉄道事業者として鉄道施設及び車両を所有することになる新法人の形態及び近畿日本鉄道㈱から拋出を受ける10億円を積み立てる基金に関する基本的な内容について合意に至りましたので、下記のとおりご報告させていただきます。

記

1 内容

(1) 新法人の概要について

- |            |                |
|------------|----------------|
| ① 法人名称     | 一般社団法人 養老線管理機構 |
| ② 設立時期     | 平成29年2月        |
| ③ 代表者(案)   | 代表理事 大垣市副市長    |
| ④ 沿線市町負担金  | 2億8千万円         |
| ⑤ 民間からの寄附金 | 目標額 7千万円       |

(2) 基金の積み立てについて

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| ① 基金名称 | 養老線支援基金                         |
| ② 設置者  | 大垣市                             |
| ③ 設置時期 | 平成29年10月～12月(近畿日本鉄道㈱から拋出を受ける時期) |

2 その他

養老線地域公共交通再生協議会を開催します。

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| ① 日時 | 平成28年12月2日(金) 9:30～11:30 |
| ② 場所 | 大垣市スイトピアセンター 2階 スイトピアホール |
| ③ 内容 | 新法人について、養老線支援基金について ほか   |

## 新法人について（案）

- 1 目的 沿線市町、近畿日本鉄道㈱及び養老鉄道㈱において平成28年5月6日に取り交わした「養老線の事業形態変更に関する確認書」に基づいて、新法人が近畿日本鉄道㈱から無償で鉄道施設・車両を譲り受けて所有し、第三種鉄道事業者として養老鉄道㈱に無償で使用させ、養老鉄道㈱が引き続き第二種鉄道事業者として運行を担う新たな体制に移行させるため、新法人を設立するものです。
- 2 法人名称 一般社団法人 養老線管理機構
- 3 設立時期 平成29年2月
- 4 設置場所 大垣市役所庁舎内
- 5 主な業務
  - (1) 第三種鉄道事業者となる法人として地域公共交通網形成計画及び鉄道事業再構築実施計画の策定等に参加する。
  - (2) 近畿日本鉄道㈱から養老線の鉄道施設、鉄道車両等の無償譲渡を受ける。
  - (3) 近畿日本鉄道㈱から養老線の鉄道用地を無償で借り受ける。
  - (4) 近畿日本鉄道㈱から無償で借り受けた鉄道用地並びに無償譲渡を受けた鉄道施設及び鉄道車両等を、養老鉄道㈱に無償で貸与する。
  - (5) 鉄道事業再構築実施計画に位置づけられた鉄道施設及び車両の維持管理・修繕等の事業を行う。
- 6 設立時の沿線市町負担金 4千万円×7市町＝2億8千万円  
※負担金の内容
  - ① 鉄道施設及び車両の修繕費用に対する国・県補助金が翌年度当初の交付見込みのため、国・県補助金が支払われるまでの事業資金
  - ② 新法人の設立時から平成28年度末までの間に必要な初期投資として、パソコンや財務・資産管理ソフト等の事務機器及び経理事務に対する会計士の支援等の経費
  - ③ 災害や突発的な事故等に速やかに対応するための資金
- 7 民間からの寄附金 目標額 7千万円(新法人設立後に支援の依頼予定)

## 8 組織体系等（案）

区分	人数及び対象	役割
社員総会	7人 大垣市 桑名市 海津市 養老町 神戸町 揖斐川町 池田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最高意思決定機関</u>（株式会社の株主総会に相当）。</li> <li>・ <u>正規会員＝社員</u>は、新法人の構成員（株式会社の株主に相当し、従業員ではない）。</li> <li>・ 社員は、社員総会の議決権を持つ。</li> </ul>
理事会	6人 大垣市副市長 （代表理事） 大垣市部長 桑名市部長 海津市部長 民間登用理事 業務執行理事 （大垣市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>業務執行機関</u>（株式会社の取締役会に相当）。</li> <li>・ 理事会では、業務執行の決定を行う。</li> <li>・ 理事は、社員総会にて選任する。</li> <li>・ 民間登用理事には、鉄道事業の専門的知識を有する人材の選任を検討する。</li> <li>・ 業務執行理事は、日常的な各種業務の執行、管理をする。</li> </ul>
監事	1人 大垣市監査委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>監査機関</u>。</li> <li>・ 監事は、社員総会にて選任する。</li> </ul>
賛助会員	民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新法人への賛助を目的として入会する<u>賛助会員</u>。</li> <li>・ 新法人への寄附をした民間団体等を賛助会員として位置付ける。</li> </ul>
事務局	沿線市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の配置方法や人材負担、人件費負担等の詳細については、今後、沿線市町、近畿日本鉄道㈱及び養老鉄道㈱で協議する。</li> </ul>

※新法人の運営にあたっては、沿線市町による合意形成を図りながら進めていく。